

年 月 日

山梨市長 殿

山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請書兼請求書

標記支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請及び報告します。

1 申請事業者の情報

法人の方												
本店所在地	〒				—				都・道 府・県		市・区 町・村	
事業所所在地												
法人名												
代表者職名												
代表者氏名	⑩											
資本金の額又は 出資総額					常時使用する 従業員の数							
法人番号												

個人事業主の方													
自宅住所	〒				—				都・道 府・県		市・区 町・村		
フリガナ													
氏 名	⑩												
生年月日	大・昭・平				年				月				日

日中連絡先

フリガナ					電話番号						
氏 名											
メールアドレス											

2 支援金の交付申請額

	円
--	---

(申請額内訳)

区 分	基本額 (A)	事業の用に供する車両の数 (B)	計 ((A) × (B)) = (C)
大型貨物車両 (最大積載量6.5トン以上)	25,000円	台	円
普通貨物車両 (最大積載量6.5トン未満)	20,000円	台	円
軽貨物車両	15,000円	台	円
貸切バス (全長7メートル以上)	25,000円	台	円
貸切バス (全長7メートル未満)	20,000円	台	円
タクシー	20,000円	台	円

※事業用に所有または使用している車両のみ

3 振込先 (預金通帳の見開きページのコピー等を添付してください。)

金融機関名	銀行 信金・信組 農協・労金	金融機関 コード							
支店名	本店・本所 支店・支所	支店コード							
種 別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号 (右詰め)							
口座名義人 カタカナ (※)	*通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの								

※口座は、法人の場合は「1 申請事業者の情報」に記載した法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を指定してください。

(次ページへつづく)

4 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（✓）を入れてください。（該当する全ての項目に✓の印が必要です。）

✓	No.	項 目
☐	1	令和8年4月1日から令和8年8月31日まで、事業に必要な許可等を有した上で事業を継続して実施しており、今後も事業を継続する意向があります。
☐	2	本申請内容に虚偽があった場合、支援金交付決定の取消し及び返還について異議を申し立てません。
☐	3	申請内容は、交付要綱の規定に基づく適正なものであることを誓約します。
☐	4	山梨市から、報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。

5 添付書類チェック表

添付した書類にチェック印（✓）を入れてください。（該当する全ての項目に✓の印が必要です。）

✓	No.	項 目
☐	1	申請対象車両一覧（様式第2号の1、様式第2号の2又は様式第2号の3）
☐	2	（貨物運送事業） 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し （貸切バス事業） 一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し （タクシー事業） 一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し
☐	3	法人事業概況説明書の写し（法人事業者のみ）
☐	4	履歴事項全部証明書の写し（法人事業者のみ）
☐	5	申請車両の自動車検査証記録事項の写し（電子車検証と同時に交付）
☐	6	支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の見開きページの写し等）
☐	7	市税を滞納していない証明書
☐	8	申請日が属する年度の自動車税種別割の納付を証する書類の写し
☐	9	誓約書（様式第3号）

6 状況報告

✓	項 目
☐	申請対象車両一覧（様式第2号の1、様式第2号の2又は様式第2号の3）に記載した車両について、令和8年8月1日において保有し、又は使用しており、事業の用に供していたことを報告します。

申請対象車両一覧【貨物運送事業者用】

事業者名：

一覧に記載の全ての車両について、自動車検査証記録事項又は紙の車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印（✓）を記載してください。

✓	車検証の項目	要 件
	自動車登録番号又は 車両番号	山梨である。
	用途	貨物又は特種である。
	自家用・事業用の別	事業用である。
	車体の形状	（特種の場合）貨物輸送を目的とした形状である。
	燃料の種類	化石燃料（ガソリン、軽油、CNGなど）が含まれている。
	所有者（使用者）の 氏名又は名称	申請者と同一である。
	有効期間の満了する日	令和 8 年 9 月 1 日以降である。

No.	自動車登録番号又は車両番号				自動車の種別	所有・使用の別
例	山梨	100	あ	1111	普通・小型	所有
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

申請対象車両一覧【タクシー事業者用】

事業者名：

一覧に記載の全ての車両について、自動車検査証記録事項又は紙の車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印（✓）を記載してください。

✓	車検証の項目	要 件
	自動車登録番号又は 車両番号	山梨である。
	用途	乗用又は特種である。
	自家用・事業用の別	事業用である。
	燃料の種類	化石燃料（ガソリン、軽油、LPG、CNGなど）が含まれている。
	所有者（使用者）の 氏名又は名称	申請者と同一である。
	有効期間の満了する日	令和 8 年 9 月 1 日以降である。

No.	自動車登録番号又は車両番号				種別	所有・使用の別
例	山梨	100	あ	1111	法人タクシー	所有
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

申請対象車両一覧【貸切バス事業者用】

事業者名：

一覧に記載の全ての車両について、自動車検査証記録事項又は紙の車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印（✓）を記載してください。

✓	車検証の項目	要 件
	自動車登録番号又は 車両番号	山梨である。
	用途	乗合又は特種である。
	自家用・事業用の別	事業用である。
	燃料の種類	化石燃料（ガソリン、軽油、CNGなど）が含まれている。
	所有者（使用者）の 氏名又は名称	申請者と同一である。
	有効期間の満了する日	令和 8 年 9 月 1 日以降である。

No.	自動車登録番号又は車両番号				（自動車の大きさ）	所有・使用の別
例	山梨	100	あ	1111	7 m以上	所有
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

（※） 観光バス、スクールバス、企業バス、介護施設・病院バス、その他 など

誓 約 書

山梨市長 殿

山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金の交付申請に当たり、次の内容について誓約・同意します。

□ 申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はないこと、また、過去に国・都道府県・区市町村等から交付決定の取消し等を受けていないことを誓約します。

□ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、山梨市暴力団排除条例（平成26年山梨市条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。

あわせて、市長が必要と認めた場合には、暴力団員又は暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

＊ この誓約書における「暴力団員又は暴力団員等」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

□ 申請内容は、交付申請の規定に基づく適正なものであることを誓約します。また、審査に当たり必要な場合、関係機関に対し申請内容を照会することについて同意します。

年 月 日

所 在 地

企 業 の 名 称 等

代表者職・氏名

印